# 富士ソフト健康保険組合及び加入事業所が共同で実施する健康ポータルサイトの公表について

富士ソフト健康保険組合
理 事 長　島 村　忠 祥

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。富士ソフト健康保険組合では、健康保持増進事業について、加入事業所と健康ポータルサイトを共同利用して実施しています。
したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

**１．加入事業所との健康ポータルサイトの共同利用について**

当組合では、被保険者等の健康保持増進を考える上で効率的・効果的であるため、加入事業所とともに健康ポータルサイトを共同利用することとしました。

**２．共同利用する健康ポータルサイト項目について**

氏名、記号・番号、健康ポータルサイトの登録状況、イベント等の参加状況、歩数、睡眠時間、体重、血圧、健康年齢

**３．健康ポータルサイトを共同利用する者の範囲について**

加入事業所の健保担当部所及び富士ソフト健康保険組合役職員

**４．健康ポータルサイトを共同利用する者の利用目的について**

健康課題解決に向けた適切なアプローチを実施し、健康経営の推進及び被保険者の健康管理・維持・増進を図ります。

**５．健康ポータルサイトの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名**

| | |
|---|---|
| 富士ソフト健康保険組合 | 神奈川県鎌倉市岡本２－１３－１８<br>理事長　島村　忠祥<br>管理責任者　常務理事 |
| 加入事業所 | 当該事業所の住所<br>法人の代表者<br>管理責任者　健保担当部所長 |